

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成28年度 クルーズ船等に対応した港湾施設利活用方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、物流ターミナルにおいて、クルーズ船の寄港時の受入環境を向上させるため、中部管内の港湾施設において、クルーズ船受入時における物流ターミナルの利活用方策を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 守屋 正平 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
契 約 年 月 日	平成28年 8月18日
契 約 業 者 名	一般財団法人 みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門3-1-10
契 約 金 額	¥25,272,000.- (税込み)
予 定 価 格	¥25,380,741.- (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	-
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	平成28年 8月18日
履 行 期 間 (至)	平成29年 3月24日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名

平成28年度

クルーズ船等に対応した港湾施設利活用方策検討業務

2. 選定理由

本業務は、物流ターミナルにおいて、クルーズ船の寄港時の受入環境を向上させるため、中部管内の港湾施設において、クルーズ船受入時における物流ターミナルの利活用方策を検討するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。

審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

